

令和5年瑞穂町農業委員会2月総会

令和5年2月24日、令和5年瑞穂町農業委員会2月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1番	村山正信	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	榎本雄一
			【欠席】				
5番	坂田敬一	6番	長谷部冬樹	7番	清水正久	8番	榎本和夫
9番	榎本勝昭	10番	白井順央	11番	栗原始	12番	上野勝

農地利用最適化推進委員

池田幸司	関谷博明	西村一彦
------	------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	長谷部 康行	農政係長 (書記)	田中 悠也
農政係	飯野 都佳紗		

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 諸報告 |
| 日程第3 | 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 議案第3号 農地法第3条の規定による許可の取り消し等について |
| | 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| | 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| | 報告第3号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について |

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 5 年瑞穂町農業委員会 2 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、11 番委員の栗原 始さんと、1 番委員の村山 正信さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。議案第 1 号、番号 1 について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 1 号番号 2 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。議案第 1

号、番号2について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
続きまして、議案第1号番号3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。議案第1号、番号4について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
続きまして、議案第1号番号4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。議案第1号、番号4について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
続きまして、議案第1号番号5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。議案第 1 号、番号 5 について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 2 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由農家住宅。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。議案第 2 号、番号 1 について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 2 号番号 2 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由営農型太陽光発電設備の設置。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。議案第 2 号、番号 2 について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第3号農地法第3条の規定による許可の取り消し等についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第3号、農地法第3条の規定による許可の取り消し等について説明いたします。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲受人〇〇、譲渡人〇〇。取消し等を求める処分の内容は農地法第3条の許可の取消し等、処分等の通知年月日及び文書番号は〇〇、処分等の後の事情としては、令和4年3月、譲受人は「農地の売買について、譲受人が瑞穂町の認定農業者になれば、譲渡人が譲渡所得の特別控除を受けられる」という話を聞きました。その話を本件の譲渡人に伝え、譲渡人にはその特別控除を受けてもらう前提で契約を交わし、農業委員会へ本件の3条許可申請を行ったそうです。また、譲受人は、譲渡人に特別控除を受けてもらうため、令和4年度中に認定農業者の申請を行い、令和5年1月に瑞穂町、羽村市、入間市の認定農業者となりました。しかし実際は譲渡所得の控除を受けるためには、認定農業者になったうえで、3条の申請ではなく、農用地利用集積計画の公告により農地を売買しなければならないと令和5年2月に知ったとのこと。処分等の対象者の事情として、譲受人は、譲渡人が特別控除を受ける前提で土地の売買契約を行っており、控除が受けられないとなると契約が破談になる可能性があり、また、譲渡人に不利益を生じさせるため、譲渡人や地域での信頼を損なうこと、瑞穂町での営農に支障をきたすことを危惧しています。取消し等の承諾を得た後の土地利用計画としては、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画として売買を許可してもらいたいとのこと。第三者の関与の状況ですが、当該地は所有権移転登記等の手続きを行っておらず、取消し等によって第三者に影響を与えることはありません。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。質疑はございませんか。

7番委員

(清水 正久 君) 取消し等をするということは、譲受人と譲渡人の間で結んだ契約書は作り直すのでしょうか。その際は違約金等発生するのでしょうか。

事務局

(田中 悠也 君) 3条の許可申請において契約書の提出を求めているため、今回の詳しい契約内容は不明です。当申請の代理人は、総会の決定後に話し合うとしています。

5番委員

(坂田 敬一 君) 議案上は取消し等ということですが、今回は成立時に瑕疵がある行政行為の効力を失わせる行為である取消しではなく、成立時に

適法であった行政行為の効力をその後の情勢の変化に伴い必要が生じた

場合に失わせる行為である撤回が適用されるのでしょうか。また、この議題で決する内容としては、今後本件において取消し等の願出書を受理するかどうかを決するという事によろしいでしょうか。

事務局 (田中 悠也 君) 当時、許可の決定は適正になされているため、撤回が適用されると考えます。この議題で決する内容は、協議中の本件に対して今後取消し等の願出書が提出された際に受理してよいかどうかを決するものです。

11 番委員 (清水 正久 君) 本件について、農用地利用集積計画を使用しない場合、瑞穂町の農業の担い手として認定された譲受人が農地の集約を受けられない可能性があり、譲渡人も控除について要件は満たしているのに適用されないということになります。所有権移転の登記や支払いはなされておらず、第三者に与える影響もないため、取消し等の願出書が出た際は受理してもよいと考えます。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑等がありますでしょうか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。議案第3号、番号1について取消し等の願出書が提出された際は受理することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由駐車場。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定によ

る届出について説明いたします。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由工場用地。番号 3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由店舗用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 2 号を終了いたします。続きまして、報告第 3 号、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第 3 号、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について説明いたします。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的〇〇、転用理由〇〇、備考〇〇。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的〇〇、転用理由〇〇、備考〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 3 号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 5 年瑞穂町農業委員会 2 月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 3 時 45 分